

令和2年土佐清水市議会定例会9月会議会議録

第1日（令和2年9月7日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第6号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

報告第7号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

報告第8号 専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）

議案第52号 令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について

議案第53号 令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第54号 令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第55号 令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第56号 令和2年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）について

議案第57号 令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第58号 令和元年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号 令和元年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 令和元年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 令和元年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 令和元年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 令和元年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定について

議案第 6 4 号 令和元年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

議案第 6 5 号 令和元年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議案第 6 6 号 土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 7 号 財産の取得について

議案第 6 8 号 土佐清水市土地開発公社の解散について

議案第 6 9 号 市道路線の廃止について

議案第 7 0 号 市道路線の認定について

議案第 7 1 号 四万十市、宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変  
更することについて

議案第 7 2 号 訴えの提起について

日程第 4 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12 人

現在員数 12 人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 11 人

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 谷 口 佳 保 君 | 2 番 | 弘 田 条 君 |
| 3 番 | 武 政 健 三 君 | 4 番 | 山 崎 誠 一 君 |
| 5 番 | 吉 村 政 朗 君 | 6 番 | 作 田 喜 秋 君 |
| 7 番 | 岡 本 詠 君 | 9 番 | 細 川 博 史 君 |
| 10 番 | 前 田 晃 君 | 11 番 | 浅 尾 公 厚 君 |
| 12 番 | 永 野 裕 夫 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員 1 人

8 番 甲 藤 眞 君

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 窪内 研介 君 | 局 長 補 佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議 事 係 主 幹 | 佐野 舞 君 | 技 幹 | 梶谷沙弥香 君 |
| 主 幹 | 新谷 和洋 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

#### 出席要求による出席者

|                          |         |                                        |         |
|--------------------------|---------|----------------------------------------|---------|
| 市 長                      | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                                  | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長   | 戎井 大城 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員             | 西原 貴樹 君 |
| 企 画 財 政 課 長              | 横山 英幸 君 | 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 中津 健一 君 |
| 危 機 管 理 課 長              | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                                  | 宮上 眞澄 君 |
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長     | 味元 博文 君 | 健 康 推 進 課 長                            | 山下 育 君  |
| 福 祉 事 務 所 長              | 井上 美樹 君 | 市 民 課 長                                | 中津 恵子 君 |
| まちづくり対策課長                | 中尾 吉宏 君 | 観 光 商 工 課 長                            | 二宮 眞弓 君 |
| 国 立 公 園 *<br>ジオパーク推進課長   | 酒井 満 君  | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 和泉 政彦 君 |
| 水 道 課 長                  | 吉永 敏之 君 | じ ん け ん 課 長                            | 早川 聡 君  |
| 特別養護老人ホーム<br>し お さ い 園 長 | 岡田 旭生 君 | 収 納 推 進 課 長                            | 谷崎 清 君  |
| 教 育 長                    | 弘田 浩三 君 | こ ど も 未 来 課 長                          | 伊藤 牧子 君 |
| 生 涯 学 習 課 長              | 田村 五鈴 君 | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長                | 亀谷 幸則 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和2年土佐清水市議会定例会9月会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。8番甲藤眞君が所用のため、欠席する旨、届出がありましたので御報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

9月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会で御審議を願っておりますので、この

際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 細川博史君。

(議会運営委員会委員長 細川博史君登壇)

○議会運営委員会委員長(細川博史君) おはようございます。

ただいま議題となっております9月会議の審議期間につきましては、8月31日開催の議会運営委員会におきまして議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から9月29日までの23日間と決定いたしました。

審議期間中の日程といたしまして、本日は審議期間の決定、議案上程の後、市長の提案理由説明及び所管課長等による内容説明を行います。また、14日は議案に対する質疑及び一般質問、翌15日及び16日は一般質問を行います。

17日、23日及び24日は予算決算常任委員会を、18日は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催、最終日9月29日に本会議を開催し、各委員長の報告の後、質疑及び討論並びに採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、報告いたします。

○議長(永野裕夫君) お諮りいたします。

9月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から9月29日までの23日間といたしたいと思えます。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって9月会議の審議期間は、本日から9月29日までの23日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番山崎誠一君、5番吉村政朗君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 窪内研介君登壇)

○議会事務局長(窪内研介君) おはようございます。6月会議散会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況について御報告いたします。

総務文教常任委員会は6回開催し、うち2回は新型コロナウイルス感染症の学校現場への影響について調査を行いました。産業厚生常任委員会は1回開催いたしました。議会運営委員会は2回開催し、8月31日には9月会議の日程等について協議を行いました。

また、議会だより編集委員会を２回開催し、８月１日に議会だより第１１４号を発行いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

７月１２日、竜串桜浜海水浴場海開きが開催され、議長が出席。

７月１５日、７月会議が開催されましたことは御承知のとおりであります。

７月１８日、新足摺海洋館ＳＡＴＯＵＭＩ記念式典及び足摺宇和海国立公園竜串ビジターセンター開館記念式典が行われ、議長が出席。

同日、県民座談会「濱田が参りました」が中央公民館で開催され、議長が出席。

７月３１日、土佐清水市県道改良促進協議会設立総会が開催され、議長及び産業厚生常任委員会委員長が出席。

８月７日、幡多６市町村議長懇談会が三原村で開催され、正副議長及び事務局長が出席。

８月１９日、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会定期総会が四万十市で開催され、議長及び総務文教常任委員会副委員長が出席。

８月２４日、第４５回幡多三市議会議長懇談会が宿毛市で開催され、正副議長及び事務局長が出席。

８月２７日、第１３７回高知県市議会議長会臨時総会が香南市で開催され、正副議長及び事務局長が出席。

次に、報告書の提出についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項に基づく、教育委員会の点検・評価報告書が８月３日に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項に基づく、健全化判断比率等報告書が８月１３日に、それぞれ議長に提出されましたので、本日、皆様に配付いたしました。

次に、休会中の議員派遣について御報告いたします。

さきに報告いたしました幡多６市町村議長懇談会、幡多三市議会議長懇談会及び高知県市議会議長会臨時総会に副議長が、土佐清水市県道改良促進協議会設立総会に産業厚生常任委員会委員長が、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会定期総会に総務文教常任委員会副委員長が、それぞれ派遣されております。

次に、提出議案について申し上げます。

９月会議に提出されております案件は、報告第６号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第８号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」までの報告３件及び議案第５２号「令和２年度土佐清水市一般会計補正予算（第５号）について」から議案第７２号「訴えの提起について」までの議案２１件、計

24件であります。

これらの案件名につきましては、議案つづりのとおりでありますので、省略させていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出、報告第6号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第8号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」までの報告3件及び議案第52号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）」から議案第72号「訴えの提起について」までの議案21件、計24件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。本日ここに、令和2年土佐清水市議会定例会9月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、令和2年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）をはじめとする提出議案等について御説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます。

台風10号の接近に伴い、昨日午後4時32分に暴風・波浪警報が気象台より発表され、災害対策本部部長会を招集して警戒態勢を整えるとともに、午後5時に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始情報を発令し、同時に3市民センター及び中央公民館に避難所を開設して警戒に当たりました。昨夜は避難所へ計16人が避難し、災害に備えたところですが、本市は最終的に台風の暴風域から外れ、本日午前8時15分をもって避難情報を解除し、避難所も閉鎖いたしました。

これからの台風シーズンを迎えるに当たり、なお一層、気を引き締めて、危機管理体制を整備してまいります。

8月28日、安倍首相は首相官邸において記者会見を行い、辞任する意向を表明いたしました。持病である潰瘍性大腸炎が再発し、病気と治療を抱えて政治判断を誤ることがあつてはならないと述べておられますが、2012年12月の第2次内閣発足から歴代最長となる約7年8か月で幕を閉じることとなります。今後の予定としましては、今月14日に自民党の総裁選挙が実施され、同16日の臨時国会において新首相が決まるようであります。次期政権に対しましては、新型コロナウイルス感染症対策と併せ、コロナ禍の中で落ち込んだ地域経済の復興に最優先で取り組んでいただくよう期待するところであります。

去る８月１７日、内閣府より２０２０年４月から６月期の国内総生産（ＧＤＰ）の速報値が発表されました。物価変動を除いた実質の季節調整値で前期比から７．８％減、年率換算では２７．８％減となりました。新型コロナウイルスの感染拡大で、リーマン・ショック後の２００９年１月から３月期の年率１７．８％減を超える戦後最大の落ち込みとなったところがあります。

ＧＤＰの過半を占める個人消費については、前期比で８．２％減となり、外食や旅行などのサービス業が急減し、過去最悪の落ち込みとなっております。

専門家の予測では、７月から９月期は年率１０％を超える高い伸びが見込まれるが、国内外で新規の感染者数が高止まりをしている状況であり、このまま感染拡大が続けば経済の低迷が長引く恐れがあるとのことでもあります。

本市におきましては、５月補正以降、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最大限活用しながら、経済対策と感染拡大防止を両立するための予算を計上し、これまで新型コロナウイルス対策事業を全力で実施しているところです。

議員の皆様に対しましても、新型コロナウイルス感染症対策に関連した国の助成金や給付金などの制度や市が実施する事業を市民の皆様にご周知していただくようお願いしておりましたが、特に、国の持続化給付金の制度について、制度の内容説明から申請書の作成に至るまで懇切丁寧に市民対応をしてくださった議員もいるようで、たくさんの方から「申請の方法がよく分からなかったが、大変助かった」といった声をお聞きしております。この場をお借りいたしまして、厚く感謝申し上げます。

さて、７月１８日に県立足摺海洋館ＳＡＴＯＵＭＩがオープンいたしました。新型コロナウイルス感染症の影響による自粛ムードの中、７月の土日や４連休の入館者は１日２，０００人を超え、８月には３，０００人を超えた日もあり、８月１６日には、オープン１か月を待たずして近年の旧館の年間入館者数に相当する５万人を突破いたしました。

このＳＡＴＯＵＭＩ人気は、竜串エリアの周辺施設はもとより、足摺岬の観光をはじめ、幡多地域全体にも経済波及効果は広がっており、市内の宿泊業者等の経営状況も徐々にではありますが回復の兆しが見え始めているようであります。

今９月会議には、さらに観光客誘客促進を加速していくための補正予算案を提出しておりますので、御審議をお願い申し上げます。

次に、特別定額給付金についての報告であります。

５月１１日から申請受付を開始し、８月１１日までに給付対象７，２０８世帯１万３，１２８人のうち、７，２０３世帯１万３，１２２人から申請書の提出がありました。当初は、何らかの事情により申請書が届かなかった方につきましても、庁内で保有しているデータを活用するなどによ

り、全員にお届けすることができました。

3か月という短い申請期間でありましたので、受付開始から1か月経過した6月初旬には、未申請世帯に対して1回目の申請勧奨についての文書を送付いたしました。その後、残り1か月となった7月初旬には、未申請世帯のうち連絡が取れない30世帯に対して、チラシを送付しお知らせを行い、7月の連休前には職員2名が23世帯を訪問するなど、できる限りの申請勧奨を実施いたしました。

最終的に未申請者は6名となりましたが、このうち3名は申請を希望しない旨の本人確認が取れた方々、残りの3名は残念ながら連絡が取れない方々でありました。

本市の給付率としましては、99.9%となっており、当初想定していたよりも高い給付率となりました。これもひとえに各地区の区長や民生委員の皆様、郵便局の方々に御協力をいただいたおかげであり、心から感謝申し上げます。また、特別定額給付金等事業実施本部を中心に給付事務に取り組んできた職員に対し、心より労をねぎらいたと思います。

次に、御寄贈の報告をさせていただきます。

日本コンピューターネット株式会社代表取締役社長、沖貴博様より、観光情報の発信等に活用してほしいとドローンを駆使してSATOUMIを中心に竜串全体を撮影したPR動画を寄贈していただきました。

また、土佐清水ライオンズクラブ様より、昨年に引き続き、市内の赤ちゃんが誕生した御家族に対し、土佐清水に生まれてくれてありがたいの気持ちを込めて、オーガニックコットンのバスタオル30枚を寄贈していただきました。所管課を通じ、各御家庭へお渡しいたします。誠にありがとうございました。この場をお借りいたしまして、厚く感謝申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告させていただきます。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、例年どおり赤字になっておりませんので数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度より0.4ポイント改善し、18.8%で早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、昨年度より21.6ポイント改善し、115.1%で早期健全化基準の350%を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、再生可能エネルギー事業特別会計のいずれも資金不足はありませんので、数値は出ておりません。

今後におきましても、中長期的な視点で効率的な財政運営に努めてまいりますので、皆様の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、御提案申し上げました各案件について、概要を御説明申し上げます。

報告第6号から報告第8号までの3件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分した事件の報告についてであります。

報告第6号及び第7号は、消防職員が草刈り機を使用して除草作業を行っていた際に、消防庁舎敷地内に駐車していた車両のガラスに損傷被害を与えたことに伴う損害賠償額について、令和2年8月3日に専決処分した報告であります。

報告第8号は、水道料金及び市営住宅使用料の請求に係る訴えの提起について、令和2年8月12日に専決処分した報告であります。

議案第52号から議案第57号までの6件は、令和2年度予算に係る補正予算案であります。

議案第52号の一般会計補正予算（第5号）は、新型コロナウイルス感染症対策に関連するものとして、引き続き、「健康」、「継続」、「暮らし」の3つをキーワードにして、10事業で7,047万1,000円を補正計上しております。

内訳といたしましては、まず、「健康」、感染症拡大防止策としまして、インターネットによるリモート会議等に必要な通信環境と機器を整備するリモート会議用環境整備事業124万5,000円のほか、福祉センター等に空気清浄機及びサーキュレーターを整備する経費83万円、ヘリコプター離着陸場整備事業1,687万円。

次に、「継続」、事業所などを支援する経済対策としまして、土佐くろしお鉄道運行補助金599万6,000円のほか、道の駅の食堂の拡充や鮮魚加工用調理場、ドッグランを整備する道の駅めじかの里土佐清水施設整備事業750万円、観光客誘客促進事業費補助金としてジョン万満喫クーポンキャンペーン第2弾の実施分1,160万円、さらに1泊以上の団体客1人当たり3,000円を助成する団体インセンティブに係る経費2,220万円、足摺テルメの維持管理費349万8,000円。

最後に「暮らし」、子育て世代と高齢世帯への支援策としまして、新型コロナに関連した人権問題について啓発広報活動を行う経費23万2,000円、市内の医療従事者不足の解消を図るため、新たに正職員として就業する医師や看護師、ケアマネジャーに対し就労支援金を交付する医療従事者等就労支援金交付事業250万円をそれぞれ計上しております。

このほか、新型コロナ対策とは別に、松崎福祉センター耐震補強工事費106万7,000円のほか、足摺宇和海国立公園足摺岬エリア利用計画策定事業329万円、農地・農業用施設災害復旧事業4,660万円、財政調整基金積立金5,700万円など歳入歳出それぞれ合計で1億2,607万2,000円を補正計上し、一般会計予算総額は127億5,932万2,000円となります。

特別会計では、5会計につきまして補正予算案を計上させていただきました。

議案第５３号の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）及び議案第５５号の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、本年４月の人事異動に伴う人件費の補正予算額を計上しております。

議案第５４号の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、本年４月の人事異動に伴う人件費のほか、令和元年度の事業費確定に伴う返還金等を計上しております。

議案第５６号の特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第１号）は、本年４月の人事異動に伴う人件費のほか、新型コロナウイルス感染症対応緊急包括支援交付金事業等を計上しております。

議案第５７号の再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）は、本年４月の人事異動に伴う人件費のほか、前年度決算剰余金の積立金を計上しております。

議案第５８号から議案第６５号までの８件は、令和元年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算と各特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第６６号は、総務省消防庁通知などを受け、条例の一部を改正するものです。

議案第６７号「財産の取得について」は、小・中学校学習用コンピューターの購入に際し、予定価格が２、０００万円以上の財産の取得となることから、議会の議決を求めるものであります。

議案第６８号は、今年度末をもって土佐清水市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第２２条第１項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第６９号は、道路法第１０条第３項に基づいた市道路線の廃止、議案第７０号は、道路法第８条第２項に基づいた市道路線の認定につきまして、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第７１号は、四万十市及び宿毛市と締結しております定住自立圏の形成に関する協定に内容修正が必要となったことに伴い、議会の議決に付すべき事件に関する条例第２条第５項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第７２号は、未納となっている市営住宅使用料及び水道料金の支払いを求める訴えの提起につきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第52号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」、議案第53号「令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」及び議案第55号「令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」の3件について、説明を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君登壇)

○企画財政課長(横山英幸君) おはようございます。

議案第52号「令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第5号)について」、御説明いたします。

歳出から説明いたします。

補正予算書の16ページをお願いいたします。

初めに、各目に計上いたしました2節給料一般職給、3節職員手当等、4節共済費共済組合等負担金につきましては、本年4月の人事異動による現在の職員配置及び職員数に伴う人件費を補正するものでありますので、説明は省略させていただきます。

1款1項1目議会費、1節議員報酬101万5,000円の減額は、6月会議で議決をいただきました議員の皆様の報酬を減額するもので、本年7月分の報酬を30%減額させていただいたことに伴うものであります。

2款1項7目企画振興費、18節負担金、補助及び交付金、土佐くろしお鉄道運行補助金599万6,000円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、土佐くろしお鉄道におきましても利用者数及び運輸収入が激減し、大変厳しい経営状況下にあるため、会社が単独で実施する鉄道施設の維持修繕に要する費用につきましては、高知県と沿線7市町村が補助を行い、沿線住民の移動及び観光誘客に必要な公共機関の維持を図るもので、負担割合に基づき本市分の補助金を計上するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書1ページを御参照願います。

2款1項10目じんけん総務費につきましては、7節報償費から17ページの13節使用料及び賃借料までの減額する経費につきましては、新型コロナウイルスの影響により、本年度のじんけんフェスティバルと人権啓発講演会を中止したことに伴い、関連経費を減額するものであります。

一方で、このコロナ禍におきまして、感染者やその家族及び医療従事者に対し、インターネット上で誹謗中傷する事例が全国で多く見受けられていることから、感染者等に対する偏見や差別を防ぐための人権啓発広報を作成し、全戸配布する費用として、17ページの10節需用費印刷製本費に6万7,000円、11節役務費筆耕翻訳料に16万5,000円を計上しております。財源につきましては、全額県支出金が充当されます。詳細につきましては、予算審議における事業説明書2ページを御参照願います。

同じく17ページ、2款1項11目情報企画費につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策により、会議や研修等をリモート形式で開催することが増加していることに伴い、リモート会議等に必要となるカメラやスピーカー、パソコン等を購入する費用とLANケーブルの配線手数料として、計124万5,000円を計上するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書3ページを御参照願います。

2款1項13目財政管理費、24節積立金5,780万2,000円のうち、財政調整基金積立金5,700万円は、地方財政法の規定に基づき、令和元年度決算の実質収支額1億1,238万円の2分の1以上を財政調整基金へ積み立てるものであります。

同じく、24節積立金のうち、減債基金積立金80万2,000円は、昨年、国・県の補助事業を活用して実施した、小学校エアコン設置事業におきまして、県補助金につきましては、同事業の財源として借入れした地方債の償還金に充当することとされているため、交付されます県補助金を一旦減債基金に積み立てるもので、元金償還が開始される令和4年度に取り崩す予定としております。なお、交付される県補助金につきましては、本年度の当初予算で計上しております。

18ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料システム改修委託料240万9,000円は、国外転出者もマイナンバーカード利用が可能となるよう既存システムを改修するもので、令和6年度の運用開始に向け実施するものであります。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されます。

19ページをお願いいたします。

3款1項3目老人福祉費、27節繰出金586万4,000円の減額は、本年4月の人事異動による現在の職員配置に伴い、人件費が減額となるため、特別養護老人ホームしおさい特別会計への繰出金を減額するものであります。

20ページをお願いいたします。

3款1項5目社会福祉施設費、8節旅費6万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、隣保館関連の出張が中止となったことに伴い、減額するものであります。

14節工事請負費106万7,000円は、本年度当初予算に計上した松崎福祉センター耐震補強工事におきまして、当初見込んでいなかった箇所の補強工事が必要となったことから、工事費を増額するものであります。

17節備品購入費83万円は、新型コロナウイルス感染防止のため、各福祉センターに空気清浄機とサーキュレーターを配備するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書4ページを御参照願います。

3款1項7目介護保険対策費及び8目社会長寿費につきましては、本年4月の人事異動による現在の職員配置に伴い、人件費が減額となるため、介護保険特別会計への繰出金をそれぞれ減額するものであります。

21ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護総務費、12節委託料システム改修委託料66万円は、法改正に伴い、既存システムを改修するものであります。財源につきましては、国庫支出金2分の1を見込んでおります。

4款1項1目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金、医療従事者等就労支援金交付事業250万円は、長期化する新型コロナウイルスの感染防止対策として、医療・福祉サービスの充実・確保を図るため、市内の医療機関等に正規職員として新たに就労する医師、看護師、ケアマネジャーに対し就労支援金を交付するもので、医師には100万円、看護師・ケアマネジャーには30万円を交付することとしております。詳細につきましては、予算審議における事業説明書5ページを御参照願います。

同じく、27節繰出金122万1,000円の減額は、本年4月の人事異動による現在の職員配置に伴い、人件費が減額となるため、国民健康保険事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

22ページをお願いいたします。

4款1項3目健康増進事業費、27節繰出金373万8,000円の減額は、本年4月の人事異動による現在の職員配置に伴い、人件費が減額となるため、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものであります。

4款2項3目し尿処理費、10節需用費修繕料132万5,000円は、衛生センターの受水槽のポンプの修繕費用を計上するものであります。財源につきましては、過疎対策事業債の充当を見込んでおります。

14節工事請負費653万4,000円は、旭町地区において県が実施する国道321号の歩道工事に伴い、現在、車道に埋設している衛生センターの放流管を移設する必要があることにより、工事費を計上するものであります。

23ページをお願いいたします。

5款1項5目畜産振興費につきましては、当初予算におきまして、あしずりキングの特産品化に係る地域おこし協力隊を導入する費用を計上しておりましたが、応募がなく、雇用に至っていないため、人件費及び活動経費を6か月分、計171万4,000円減額するものであります。

5款2項1目林業総務費につきましては、当初予算におきまして、林業振興に係る地域おこし協力隊を導入する費用を計上しておりましたが、応募がなく、雇用に至っていないため、人件費及び活動費を6か月分減額するものであります。

24ページをお願いいたします。

5款2項2目林業振興費、8節旅費2万8,000円、10節需用費6万2,000円、12節委託料のうちロゴマーク作成業務委託30万円、木製玩具製作業務委託88万円の計127万円は、木とともに子どもの成長を見守る事業として、子供の頃から、木の温かさや木材のよさを認識してもらうため、保育園等へ木製のおもちゃを配布する費用と、来年4月から小学校の新入生に木製の文房具を配布する費用を計上するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書6ページを御参照願います。

同じく、12節委託料のうち林道維持管理業務委託92万1,000円は、林道における支障木の伐採費用を計上するものであります。

同じく、12節委託料のうち薪ストーブ設置業務委託158万6,000円は、道の駅めじかの里土佐清水の活性化を図るため、施設内に薪ストーブを設置する費用を計上するものであります。なお、この目に今回計上した事業につきましては、全て森林環境譲与税を活用して実施することとしております。

24節積立金577万7,000円の減額は、当初予算におきまして、今年度本市へ交付される森林環境譲与税のうち、事業化した事業費以外は森林環境整備促進基金に積み立てることとしておりましたが、今回の補正予算で森林環境譲与税を活用する事業を追加したことに伴い、基金への積立金を減額するものであります。

5款2項3目鳥獣対策費、1節報酬から25ページの13節使用料及び賃借料につきましては、当初予算におきまして、鳥獣対策に係る地域おこし協力隊を1名追加雇用する費用を計上しておりましたが、現在のところ、まだ雇用に至っていないため、人件費及び活動費を6か月分、計151万5,000円減額する予算と、現在雇用している鳥獣対策の地域おこし協力隊が9月末で任期を終え、退任することから、新たに有害鳥獣対策に精通した会計年度任用職員を雇用する費用として、37万9,000円を計上しております。

25ページの18節負担金、補助及び交付金シカ被害特別対策事業費補助金73万

7,000円は、市野々地区におきまして、シカによる被害防止用の防護柵を設置する費用を計上するものであります。財源につきましては県支出金を見込んでおります。

5款3項1目水産業総務費、1節報酬、3節職員手当等のうち職員手当等（会計年度任用職員）、4節共済費のうち社会保険料、8節旅費、10節需用費、13節使用料及び賃借料、26ページの18節負担金、補助及び交付金のうち地域おこし協力隊事業資格取得負担金 の計350万2,000円は、道の駅振興に係る地域おこし協力隊を2名導入する人件費及び活動経費を計上するものであります。

25ページの12節委託料300万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本市で開催予定でありました全国カツオまつりサミットが中止となったことに伴い、委託料を減額するものであります。

26ページをお願いいたします。

同じく、5款3項1目水産業総務費、14節工事請負費750万円は、道の駅めじかの里土佐清水の集客力の向上と施設のコロナ対策を図るための費用を計上するもので、飲食スペースの拡充及び鮮魚加工用調理場の設置のほか、森林環境譲与税を活用して、敷地内にドッグランを整備するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書7ページを御参照いたします。

18節負担金、補助及び交付金のうち水産業振興事業費補助金400万円は、高知県漁協が伊佐漁港にトイレを整備する費用に対する補助金を計上するもので、財源につきましては、過疎対策事業債の充当を見込んでおります。

同じく、18節負担金、補助及び交付金のうち漁船導入支援事業費補助金290万2,000円は、新規漁業就業者と現役漁業者の2名に対し、漁船導入に係る費用を補助するものであります。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。

5款3項3目漁港建設費、10節需用費修繕料40万円は、大浜漁港における照明施設修繕に要する費用を計上するものであります。

6款1項1目商工振興費、18節負担金、補助及び交付金のうち高知県休業等要請協力金負担金560万円の減額は、5月補正予算にコロナ対策として計上した県の休業要請に係る協力金の実績が確定したことに伴い、減額するものであります。

同じく、18節負担金、補助及び交付金のうちコロナに負けるな応援事業補助金 865万4,000円の減額につきましても、5月補正予算にコロナ対策として計上した、本市独自の協力金の実績が確定したことに伴い、減額するものであります。

27ページをお願いいたします。

6款1項3目観光振興費、7節報償費から13節使用料及び賃借料までの計329万円は、

国立公園内の滞在型観光の促進に向けた仕組みづくりや、景観整備計画を官民協働で策定する費用を計上するもので、昨年の竜串エリアに続き、本年度は足摺岬エリアの利用計画を策定するものであります。財源につきましては、一般財団法人自然公園財団からの補助金2分の1を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書8ページを御参照願います。

18節負担金、補助及び交付金、観光客誘客促進事業補助金3,380万円には、2種類の観光誘客事業に係る補助金を計上しており、6月補正予算にコロナ対策として計上した、宿泊料を1人5,000円割引するジョン万満喫キャンペーンにつきまして、好評につき短期間のうちに完売したことから、四国内限定商品として2,000人分を追加し、事務費と合わせ1,160万円を計上する予算と、団体客向けの観光誘客事業として、市内に1泊以上の宿泊を伴う旅行商品に対し、1人当たり3,000円を割引くこととして、7,000人分を事務費と合わせ、2,220万円計上するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書9ページを御参照願います。

6款1項4目観光商工施設費349万8,000円につきましては、6月補正予算におきまして、指定管理者が6月末で撤退した足摺テルメの7月から9月末までの3か月間の維持管理費用を計上しておりますが、現在のところ新たな指定管理者がまだ決まっていないため、11月末までの維持管理費用を追加計上するものであります。

28ページをお願いいたします。

7款1項2目すみよいまちづくり費、10節需用費修繕料130万円は、市道の維持管理に要する修繕料を追加計上するものであります。

29ページをお願いいたします。

7款5項1目住宅管理費、10節需用費修繕料350万円は、市営住宅の維持管理に要する修繕料を追加計上するものであります。

30ページをお願いいたします。

8款1項6目災害対策費、12節委託料187万円と14節工事請負費1,500万円の計1,687万円は、コロナ禍における重症者の搬送等のため、ヘリコプターの離着陸場を整備する費用を計上するもので、不燃物処理場に隣接する既存施設は老朽化が進んでいる上に、アクセス道が狭く、危険を伴う搬送を余儀なくされている状況にあるため、高台で、より市街地に近い場所であります総合公園内へ新たに整備するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書10ページを御参照願います。

9款4項1目社会教育総務費123万3,000円につきましては、市史編さん業務に係る事務補助員を会計年度任用職員として雇用する経費を計上するものであります。

31ページをお願いいたします。

9款4項4目じんけん教育費、7節報償費から13節使用料及び賃借料までの計15万5,000円は、本年度の人権教育推進講座及びじんけん出前講座の内容・講師等が決定したことに伴い、予算を増減するもので、人権教育推進講座におきましては、全ての講座に手話通訳者を配置する予算を追加しております。

18節負担金、補助及び交付金土佐清水市人権教育研究協議会補助金30万円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大により、各種研修会や研究大会が中止となったことに伴い、減額するものであります。

10款1項3目農業用施設現年補助災害復旧費、12節委託料660万円と14節工事請負費4,000万円の計4,660万円は、去る7月3日から11日にかけての梅雨前線豪雨によりまして、三崎（田ノ内）地区の農業用ため池が被災したことに伴い、災害復旧費用を計上するものであります。財源につきましては、県支出金と地方債の充当を見込んでおります。

次に、歳入について、御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

14款2項国庫補助金及び15款2項県補助金並びに20款4項雑入につきましては、歳出予算の財源といたしまして、その補助率等に基づき計上しております。

19款1項1目繰越金7,348万6,000円は、歳出予算の一般財源の不足分として計上しております。

15ページをお願いいたします。

21款1項市債のうち、3目衛生債から9目災害復旧事業債までは、地方債の対象となる事業の財源として、その充当率に基づき計上しており、10目臨時財政対策債は、本年度の金額が確定したことに伴い、増額するものであります。

9ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正につきましては、市道船場長野線大規模更新事業（下ノ加江橋架替工事）におきまして、全体事業費の増額に伴い、既定の債務負担行為の限度額を変更するものであります。

10ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、当該補正予算に関連して、既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,607万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は127億5,932万2,000円となります。

以上で、令和２年度土佐清水市一般会計補正予算（第５号）の説明を終わります。

次に、議案第５３号「令和２年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」、御説明いたします。

歳入歳出一括して説明いたします。

補正予算書の８ページから９ページをお願いいたします。

歳出、１款１項１目一般管理費、２節給料から４節共済費までの合わせて１２２万１,０００円の減額及び歳入の６款１項１目一般会計繰入金１２２万１,０００円の減額は、本年４月の人事異動による現在の職員配置に伴い、人件費を減額するものであります。

１ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１２２万１,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額は２３億７,６８５万４,０００円となります。

以上で、令和２年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

次に、議案第５５号「令和２年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」、御説明いたします。

歳入歳出一括して、説明いたします。

補正予算書の６ページから７ページをお願いいたします。

歳出、１款１項１目一般管理費、２節給料から４節共済費までの合わせて３７３万８,０００円の減額及び歳入４款１項３目その他一般会計繰入金３７３万８,０００円の減額は、本年４月の人事異動による現在の職員配置に伴い、人件費を減額するものであります。

１ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３７３万８,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額は３億１,１５５万７,０００円となります。

以上で、令和２年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明を終わります。

最後に、議案つづりをお願いいたします。

議案第５８号から議案第６５号までの議案８件は、令和元年度における各会計の歳入歳出決算の認定を求めるものであります。

以上で、私からの説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前１０時５８分 休 憩

午前１１時０８分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

次に、議案第54号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、説明を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君登壇）

○健康推進課長（山下 育君） おはようございます。議案第54号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費の169万7,000円の減額と、1款3項2目認定調査等費の22万5,000円の減額、4款2項1目一般介護予防事業費2万7,000円の減額は、職員の4月の異動等に伴う人件費を減額するものです。

10ページをお願いいたします。

6款1項3目、22節償還金、利子及び割引料6,352万9,000円は、令和元年度介護給付費の確定により、既に交付されている介護給付費負担金との差額及び令和元年度事業費の確定により、既に交付されている地域支援事業交付金、低所得者保険料軽減負担金との差額をそれぞれ国・県へ返還するものです。

次に8ページ、歳入をお願いいたします。

4款1項2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分33万円の減額は、令和元年度事業費の確定により、既に交付されている支払基金からの地域支援事業支援交付金との差額を、今年度の交付金で調整するため減額するものです。

7款1項2目地域支援事業繰入金2万7,000円の減額と7款1項5目その他一般会計繰入金192万2,000円の減額は、職員人件費の減額によるものです。

8款1項1目繰越金6,385万9,000円は、令和元年度介護給付費の確定及び令和元年度地域支援事業費の確定により、その差額をそれぞれ国・県へ返還するなどのため、令和元年度繰越金を計上したものです。

1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,158万円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億9,357万6,000円となります。

以上、議案第54号「令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、議案第５６号「令和２年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第１号）について」、説明を求めます。

しおさい園長。

（しおさい園長 岡田旭生君登壇）

○しおさい園長（岡田旭生君） それでは始めます。よろしくお願いいたします。議案第５６号「令和２年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第１号）について」、御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

補正予算書の８ページをお願いいたします。

１款１項１目施設介護サービス管理費のうち、２節給料１６１万２,０００円、３節職員手当等３５８万３,０００円、４節共済費８０万円の合わせて５９９万５,０００円の減額につきましては、本年４月の人事異動による、現在の職員配置に応じた人件費を補正するものです。

次に、１０節需用費消耗品費３４万２,０００円、修繕料６３万２,０００円、１７節備品購入費５２万４,０００円の合わせて１４９万８,０００円の増額及び２款１項１目施設介護サービス事業費のうち、１０節需用費消耗品費２３０万２,０００円の増額につきましては、国の令和２年度２次補正予算の可決に伴い、感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業として、施設等は新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行うためのかかり増し費用について、県が補助事業を創設したことに伴い補正計上するものです。

財源は、全額介護事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書の１１ページと１２ページを御参照ください。

次に、１３節使用料及び賃借料５６万９,０００円の増額につきましては、故障し修理不能となりました、利用者の入浴に使用する特殊浴槽一式の更新に必要な賃借料を計上しました。

次に、３款１項１目短期入所生活介護事業費のうち、２節給料１３万９,０００円、３節職員手当等１０万７,０００円、４節共済費１９万２,０００円の合わせて４３万８,０００円の減額につきましては、本年度４月の人事異動による、現在の職員配置に応じた人件費を補正するものです。

次に、７ページの歳入をお願いいたします。

３款１項１目県補助金として、介護事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金３８０万円につきましては、さきに歳出で御説明いたしました、徹底した感染症対策を継続的に行うため必要なかかり増し費用を県補助金として全額を見込んで計上しました。

次に、６款１項２目１節一般会計繰入金５８６万４,０００円を減額し、収支を調整するものです。

続きまして、１ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ２０６万４,０００円を減額し、予算総額は、歳入歳出それぞれ４億１,９７５万６,０００円となります。

以上で、「令和２年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第１号）について」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、議案第５７号「令和２年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）について」、説明を求めます。

市民課長。

（市民課長 中津恵子登壇）

○市民課長（中津恵子君） おはようございます。議案第５７号「令和２年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第１号）について」、説明いたします。

歳出から説明いたします。

補正予算書の７ページをお願いします。

１款１項１目一般管理費、２節給料、３節職員手当等、４節共済費を合わせました人件費６６万７,０００円につきましては、人事異動による減額補正となっております。

２款１項１目２４節積立金は、令和元年度剰余金のうち６５０万円を基金に積み立てるものです。

続いて歳入を説明いたします。

６ページをお願いします。

３款１項１目売電収入は、歳出で説明いたしました人件費の調整として６６万７,０００円減額するものです。

６款１項１目繰越金６５０万円につきましては、積立金の財源として令和元年度の剰余金を繰り越すものです。

次に、２ページ、３ページをお願いします。

第１表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出とも、既定の予算額に５８３万３,０００円を追加し、１億１８４万８,０００円となります。

以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、報告第６号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第８号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起に

ついて)」までの報告 3 件並びに議案第 66 号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第 72 号「訴えの提起について」までの 7 件、計 10 件について説明を求めます。

総務課長。

(総務課長 中津健一君登壇)

○総務課長(中津健一君) おはようございます。今会議に御提案申し上げました各案件につきまして、議案つづりにより御説明いたします。

議案つづりをお願いします。

報告第 6 号「専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)」、議案つづり 1 から 2 ページ及び議案第 7 号「専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)」、議案つづり 3 から 4 ページについての専決処分の報告であります。

本報告 2 件につきましては、いずれも和解及び損害賠償額の決定についての報告であります。

令和 2 年 7 月 29 日、消防庁舎北側において、草刈り機を使用して除草作業中に小石が飛散し、消防庁舎敷地内駐車場に駐車中の車両 2 台のガラスに損傷を与えたことについて、8 月 3 日、2 名の相手方と損害賠償額を支払うことでそれぞれ示談が調い、地方自治法第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項の指定について第 1 号の規定により、同日、専決処分いたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 8 号「専決処分した事件の報告について(訴えの提起について)」、議案つづり 5 から 6 ページです。

本報告につきましては、水道料及び市営住宅使用料請求事件でありまして、民事訴訟法第 383 条の規定に基づき、令和 2 年 7 月 17 日付で支払い督促の申立てを行いました。

その後、相手方より異議申立てがあり、民事訴訟法第 395 条の規定により、通常訴訟の手続に移行いたしましたので、地方自治法第 180 条第 1 項及び土佐清水市債権管理条例第 10 条第 1 項の規定により、令和 2 年 8 月 12 日、専決処分したことによる報告であります。

議案第 66 号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 21 から 22 ページです。

本議案につきましては、総務省消防庁通知「違反対象物に係る公表制度の実施について」などを受け、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するよう条例の一部を改正するものであります。

議案第 67 号「財産の取得について」、議案つづり 23 ページです。

本議案につきましては、土佐清水市立小・中学校学習用コンピューター 661 台の財産購入について、去る 7 月 21 日、一般競争入札を 4 社が参加の上、実施。落札価格及び落札業者が決定いたしました。

契約金額 2,884 万 4,057 円で、株式会社四電工高知支店支店長、森岡孝容氏と契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

議案第 68 号「土佐清水市土地開発公社の解散について」、議案つづり 24 ページです。

本議案につきましては、土佐清水市土地開発公社は、公共用地、その他必要と認める用地の取得、造営、管理及び処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の向上を目的に、昭和 52 年 2 月、土佐清水市の出資により設立されましたが、今後、大規模な公共用地を取得する予定もないことなどから、社会的役割を終えたものと判断し、7 月 16 日開催の土地開発公社理事会において、今年度末をもって解散することについて全会一致にて議決されたことに伴い、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定等に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 69 号「市道路線の廃止について」、議案つづり 25 から 27 ページです。

本議案につきましては、市道貝ノ川大津線は沿線に重要施設や民家がない区間があり、当該区間において土砂崩れが発生し、現在、車両が通行できない状況となっている上、通行可能な場所においても落石防護ネット等の老朽化が著しく、市道としての管理が困難な状態となっておりますので、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 70 号「市道路線の認定について」、議案つづり 28 から 30 ページです。

本議案につきましては、議案第 69 号で廃止を予定しております市道のうち、市民生活に係る区間を市道貝ノ川海岸線として新たに認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 71 号「四万十市、宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」、議案つづり 31 から 33 ページです。

本議案につきましては、総務省が進める定住自立圏構想に基づき、幡多 6 市町村が生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化などの観点から、連携する取組について定めた定住自立圏形成協定につきましては、平成 21 年 12 月議会において議決をいただき、平成 22 年 1 月に締結しているところであります。

その後、平成 27 年 10 月、取組の進展や時間の経過等により、文言修正と今後 5 か年の取組に係る内容修正のため、協定の一部を変更する協定を締結したところでありますが、変更協

定締結後、5年を経過し、前回と同様に内容の変更・修正が必要となりましたので、議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第5項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものがあります。

議案第72号「訴えの提起について」、議案つづり34ページです。

本議案につきましては、市営住宅使用料及び水道料の支払い督促による訴えの提起でありまして、本年度、民事訴訟法第383条の規定に基づき、市営住宅使用料及び水道料の滞納者の連帯責任者に対して支払い督促の申立てを行います。相手方より異議の申立てがあった場合、民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起とみなされることから、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、申立てに先立ちまして議会の議決をお願いするものであります。

以上につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、今9月会議に、令和元年度土佐清水市一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算の認定案並びに基金運用状況調書が提出されておりますので、この際、これに関する監査の報告を監査委員からお願いいたします。

監査委員。

（監査委員 山崎誠一君登壇）

○監査委員（山崎誠一君） 令和元年度土佐清水市水道事業会計決算及び土佐清水市一般会計、特別会計の決算及び基金運用状況について、その審査の概要と結果を報告いたします。

初めに、水道事業会計についての報告をいたします。

水道事業会計決算審査意見書の1ページをお願いします。

審査は、7月2日に書類審査を行い、書類審査終了後、三崎上水道事業の現地審査を行いました。審査は決算諸表、その他の帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係職員から内容説明を聴取するなどにより実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された決算諸表、その他の帳簿及び証拠書類は、地方公営企業法、その他の関係法令等に準拠して作成されており、計数も正確で、令和元年度の経営成績及び当年度末現在の財務状況を適正に表示しているものと認めました。なお、審査過程で見受けられた軽易な事項は、その都度指摘・指導したので省略いたします。

令和元年度の給水人口は、上水道・簡易水道合わせて360人減少し、それに伴い総給水量も6万458立方メートル減少しています。

経営状況を収益的収支で見ると、収入額は2億9,044万6,319円で、前年度と比較すると1,829万5,816円の減収、支出額は2億7,220万3,998円で、1,112万146円の減額となっており、当年度純利益は1,828万2,321円の黒字となっています。これに前

年度繰越利益剰余金の１億４,８７４万５,７９３円を加えた当年度未処分利益剰余金は１億６,６９８万８,１１４円となっています。このうち、減債基金に２,０００万円、建設改良積立金に２,０００万円を積み立て、来年度への繰越利益剰余金は１億２,６９８万８,１１４円となっています。

以下、審査結果につきまして、項目ごとに報告いたします。

２ページをお願いします。

業務状況につきましては、給水人口が令和元年度末現在、６,９３５世帯、１万２,９３０人となっており、前年度と比較して、上水道で２０世帯１９２人、簡易水道で７３世帯１６８人とそれぞれ減少しています。また、漏水量は前年度に比べ、２,７７６立方メートル増加しており、漏水率も前年度の数値と比べると０.３％の増となっています。

漏水対策として、老朽箇所の修繕や漏水箇所の早期発見に取り組み、また建設改良事業では、久百々・大岐簡易水道の配水管新設工事に伴う道路復旧舗装工事を行い、これで久百々・大岐簡易水道工事につきましては、全ての工事を完了いたしました。

次に、予算の執行状況であります。収益的収支につきましては、収入額は予算額の３億３,９１０万８,０００円に対して、２億９,０４４万６,３１９円となっており、前年度に比べ、１,８２９万５,８１６円の減収となっています。支出につきましては、予算額３億２,１２７万９,０００円に対し、決算額は２億７,２２０万３,９９８円となっており、前年度より１,１１２万１４６円の減額となっています。

次に、資本的収入及び支出について報告いたします。

２ページの下の方をお願いいたします。

当年度の資本的収入額は、予算額２億１,３８６万２,０００円に対し、決算額は２億１５８万７,８２０円となっており、前年度に比べ、９,３４４万６,２７９円の増額となっています。資本的支出額も予算額４億３,４８３万９,０００円に対し、決算額は２億５,５６１万３,８０７円で、前年度に比べ、６,９０９万８,５１４円の増額となっています。その結果、収支で不足する５,４０２万５,９８７円は、過年度分当年度分損益勘定留保資金の４,３４４万６,４４２円、当年度分消費税留保額の１,０５７万９,５４５円により補填されています。

そして、意見書の３ページのその他の予算事項及び４ページ及び５ページに掲載している経営成績や財務状況等についての報告は省略させていただきます。

最後に、指摘及び要望事項について報告いたします。

意見書の６ページをお願いします。

まず、有収水量の確保についてですが、当年度の有収率は６８.２％で、前年度と比較すると１.９％減少しています。漏水率は２３.３％となっており、前年度と比較すると０.３％増加

しています。漏水率が25%以上となっているのは7か所あり、配水管の交換や修理等により、一定の改善を図っているものの、上水道で18.6%、簡易水道で28.7%と依然高い状況でありますので、引き続き漏水調査による配水管の布設替え工事を実施し、部分的な補修を含め、漏水対策に努めることを要望します。

次に、工事関係についてですが、三崎上水道整備事業の現地監査を実施し、取水地の仮設電気計装設備の完成及び順調な稼働について担当者から説明があり、状況を確認し、令和元年度契約工事が予定どおりの施工されていることが認められました。また、他の工事や漏水調査と部分的な補修工事について担当者から説明があり、状況を確認いたしました。施設の維持管理はもちろん、漏水改善・改良工事を実施するに当たり、施設整備計画に基づき健全な建設改良事業に努められることを要望いたします。

次に、水道使用料の未収金対策についてですが、当年度末の未収金は5,098万6,790円で、前年度末と比較すると、46万4,181円の減額となっています。コンビニ収納も開始されましたが、引き続き、法的措置も含めた適正な債権管理及び滞納整理を行うよう要望します。

最後に、水道料金の改定についてですが、安定的な運営を行うため、かねてより指摘のあった水道料金の見直しが平成30年度に引き続き実施されました。給水人口の減少にもかかわらず、これにより料金収入が令和元年度は25万4,500円の増額となりましたが、今後も給水人口の減少や施設の更新、改修、また新型コロナウイルス感染症による観光事業等へのダメージなど、厳しい状況は今後も続くと予想されるため、各対策に適切に対応し、運営に当たられるようお願いします。

続きまして、一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況につきまして報告をいたします。

審査は7月7日から16日までの間、延べ7日間にわたって実施し、提出された関係書類について、決算の計数が正確であるか、予算執行が関係法規に準拠して適正に執行されているか、効率的に運用されているかに主眼を置いて、関係職員から内容説明を聴取し、併せて例月出納検査や定期監査の結果を参考にして厳正に審査をしました。

審査に付された各会計の歳入歳出決算並びに関係書類の計数はいずれも正確で、関係法令に準拠して調整されており、効率的かつ効果的に執行されていました。

また、予算の執行及び財政の運営状況や基金の運用状況についても、調書の計数は正確であり、適正に運用されていることを認めました。

以下、審査の概要と主な事項について報告いたします。

意見書の2ページをお願いします。

一般会計及び特別会計の総括では、前年度と比較すると、歳入歳出とも減少しており、形式収支では2億1,628万6,181円の黒字決算となっています。そのうち翌年度への繰越財源

1,359万5,825円を差し引いた実質収支は2億269万356円の黒字となっています。

次に、一般会計の決算状況は、歳入決算額が98億5,375万5,576円で、歳出決算額は97億2,777万6,473円となっており、形式収支で1億2,597万9,103円の黒字決算となっていますが、翌年度への繰越財源1,359万5,825円を差し引いた実質収支は1億1,238万3,278円の黒字決算となります。

なお、単年度収支も2,116万2,512円の黒字となっていますが、これに財政調整積立金4,610万2,307円を積み立てた一方で、9,000万円を取崩したため、実質単年度収支では2,273万5,181円の赤字となっています。

3ページをお願いします。

歳入は、調定額103億3,330万347円に対し、収入済額は98億5,375万5,576円になっており、不納欠損を差し引いた最終的な収入未済額は4億7,135万5,059円となっています。歳入のうち、市税等による自主財源は23.98%、76.02%が地方交付税や国庫補助金等の依存財源となっています。

各款別の歳入状況は4ページから6ページに記載しています。

6ページをお願いします。

歳出につきましては、支出済額が97億2,777万6,473円となっており、前年度に比べ、5億6,853万3,268円の減額となっています。その主な要因といたしましては、メジカ産業再生プロジェクト事業に係る単独事業の大幅な減額や爪白キャンプ場整備工事の完了による減少であります。

また、性質別の決算状況につきましては、人件費、扶助費等の義務的経費が53.57%で、普通建設費、災害復旧費等の投資的経費が14.79%となっています。各款別の支出状況は7ページから8ページに記載しております。

意見書の9ページをお願いします。

6つの特別会計の決算額は、歳入総額50億5,203万9,977円に対し、歳出総額49億6,173万2,899円で、差引き9,030万7,078円の黒字となっています。予算残額が生じているのは、指定介護老人福祉施設事業を除いた4つの特別会計で、翌年度への繰越金や基金の積立として処理されています。

国民健康保険事業については、県に納める国民健康保険事業費納付金が前年度比9.9%増となったことや、被保険者の減少に伴う保険税の減収等の影響で、繰上充用による事業運営となっています。

各特別会計の決算状況につきましては、9から10ページに掲載しています。

11ページをお願いします。

財務分析については、28ページの表13に年度別の推移を掲載しており、本年度については財政力指数が0.27、経常収支比率が96.0%、実質収支比率が2.2%、実質公債費比率が18.8%となっています。

12ページをお願いします。

令和2年3月31日現在の基金運用状況であります。各種基金の運用状況につきましては、定期預金証書等と照合確認を行い、目的に沿った基金運用が行われていることを確認いたしました。

13ページをお願いします。

財産については、財産に関する調書により審査をいたしました。その結果は、意見書の13ページ中段から14ページに掲載しております。

14ページをお願いします。

現地監査においては、9つの事業について現地で担当者から説明を聞きながら施工状況等を確認し、適正に施工されていることを認めました。

続いて、指摘及び要望事項について報告いたします。

15ページをお願いします。

①市税等の収納状況について、市税等の本年度末での収入未済額が5,708万1,035円となっており、現年度分の収納率は前年度に比べ、0.44%減少し、滞納繰越分の収納率についても前年度に比べ14.36%低下しており、市税全体の収納率も前年度に比べ0.73%向上していますが、県内他市町村と比較すると低い状態が続いています。収納対策については、効率的な債権回収方法についての専門的知識向上に努め、滞納整理を推進するよう要望します。

②税以外の未収金について、貸付金や使用料等の収入未済額も昨年より減額となっているものの、依然として未済額があることから、関係課等と連携した収納率向上を図るための施策を行い、法的手段を検討するなど厳正に対応するよう要望します。また、諸収入（雑入）の項目が年々増加傾向にあり、性質上、分担金または手数料などと思われるような収入が見受けられました。新たな収入未済額の発生予防に工夫を凝らすために、条例等の法整備はもちろんのこと、予算書で節を細分化するなど、各課で滞納状況を把握し、収納率向上に向けた取組を要望します。

③団体育成型補助金について、比較的少額ながら、定額の補助金が継続されている傾向にあります。いま一度内容を精査し、金額の増減や役割を終えたものについては廃止も検討し、新たに開始する場合は終わりの時期を設定されることを要望します。

④流用・充用について、流用について件数金額ともに突出した事例が見られました。単年度におけるやむを得ない事情があり、所定の手続を経ての執行ではありますが、予算要求や予算

査定の在り方も含め、再検討をお願いいたします。特に繰越事業における流用については、繰越しを行う段階で事業を精査し、予算の執行をされるよう要望します。

予備費からの充用も金額は少ないものの、多く見られました。基本は既決予算内での流用であり、充用後の不用残をほかに流用したケースも見られたので、予算執行にも工夫を要望します。

⑤不用残について、一時期、通年議会となった当時、多額の不用残が見られたが、最近では3月会議等での減額補正の対応もあり、解消されてきています。

⑥財政の健全化について、実質公債費比率は18.8%で、早期健全化基準となる25%を下回っていますが、今後も厳しい状況が続くと予想されます。経常収支比率も96.0%と依然と高い状態が続いていることなどから、財政が硬直化し、弾力性を欠く財政構造であると判断されるため、今後もより一層の財政管理を要望します。

最後に、⑦特別会計について、各特別会計は、その設置目的に沿って適正に執行されていることを認めました。国民健康保険事業については、健全運営となっていました。県に納める国民健康保険事業費納付金が前年度比9.9%の増額をしたことや、被保険者減少に伴う保険税収入の減少の影響から基金を取崩し、繰入れを実施した上で、繰上充用による事業運営となってきました。さらに、国民健康保険事業費納付金の算定に大きな影響を及ぼす本市の医療費は被保険者の減少にもかかわらず縮小しておらず、今後もその影響が見込まれることから、保険税収入等の様々な財源の確保の検討及び医療費の適正化に努め、健全な事業運営を図られるよう要望します。

また、指定介護老人福祉施設事業につきましては、基金も枯渇し、大変厳しい中、給与改革や利用率の向上に努力し財源確保に努めたことで、一般会計繰入金もなく、介護サービス事業会計からの繰入れのみとなりました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後も厳しい状況が続くと予想されますが、引き続き、持続可能な経営努力を要望いたします。

以上で、令和元年度土佐清水市水道事業会計決算、一般会計・各特別会計決算及び基金の運用状況に係る決算審査の報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 監査委員の報告は終わりました。

この際、午食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○副議長（浅尾公厚君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいま、議長永野裕夫君から「議長の辞職願」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「議長辞職の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅尾公厚君） 御異議なしと認めます。

よって、「議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、永野裕夫君の退場を求めます。

（永野裕夫君 退場）

○副議長（浅尾公厚君） 職員に「議長辞職願」を朗読させます。

（職員朗読）

○副議長（浅尾公厚君） 辞職願の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

議長永野裕夫君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅尾公厚君） 御異議なしと認めます。

よって、永野裕夫君の議長の辞職を許可することに決しました。

永野裕夫君の入場を求めます。

（永野裕夫君 入場）

○副議長（浅尾公厚君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、「議長の選挙」を日程に追加し選挙を行いたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅尾公厚君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、「議長の選挙」を日程に追加し選挙を行うことに決しました。

これより、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（浅尾公厚君） ただいまの出席議員は、議長を含め11人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番細川博史君、10番前田晃君を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長（浅尾公厚君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なし)

○副議長（浅尾公厚君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○副議長（浅尾公厚君） 念のため申し添えます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

(氏名点呼・投票)

○副議長（浅尾公厚君） 投票漏れはございませんか。

(なし)

○副議長（浅尾公厚君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（浅尾公厚君） 開票を行います。

立会人の細川博史君及び前田晃君の立会いを願います。

(開票)

○副議長（浅尾公厚君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、これは先ほどの出席議員数と符合いたします。

そのうち有効投票 7 票。

有効投票中、永野裕夫君 7 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 175 票であります。

よって、永野裕夫君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました永野裕夫君が議長におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、新議長の挨拶を許します。

永野裕夫君。

(新議長 永野裕夫君登壇)

○新議長（永野裕夫君） 議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員改選後の議会構成に当たり、議員の皆様に御推挙をいただき、土佐清水市議会第60代議長に就任することとなりました。心より感謝を申し上げます。私自身にとりましては、再びの光栄と存じ、その責任の重大さを痛感致すところでございます。

また、現在コロナ禍の中、議会においてもコロナ感染を防ぐという観点から、6月会議の一般質問においては、会派代表質問などを取り入れ、議会から市役所からコロナを出さないという強い意識の中、議員各位、また執行部の皆様には多大なる御理解と御協力をいただき、感謝をするところでございます。

今後は、ウィズコロナとして感染防止対策や経済対策も含め、執行部とともにスピード感のある議会を目指してまいります。

また一方、議長職務は議場の秩序維持、議事の整理、議会事務の統理、そして議会代表権が規定されております。これからの職務を円滑に果たすためには、議員各位の御協力を改めてお願いを致すところでございます。議会は言論の府であり、議会はそれぞれ主義主張を異とする場であり、発言は自由であります。がしかし、それぞれ互いの人格と名誉を尊重する言論の府であってほしいと念願を致すところでございます。

終わりに、コロナ禍の中、市長執行機関と議会が一体となり、二元代表制の役割を議長としてしっかり自覚し、公正中立をモットーに本市の発展と住民生活の向上のため、鋭意努力してまいります。今後とも、議員各位の御支援、御協力をいま一度お願いをいたしまして、就任の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（浅尾公厚君） 新議長の挨拶は終わりました。

永野議長、議長席に御着席をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時17分 休 憩

午後 1時18分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいま、副議長浅尾公厚君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「副議長辞職の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「副議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、浅尾公厚君の退場を求めます。

(浅尾公厚君 退場)

○議長（永野裕夫君） 職員に「副議長辞職願」を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（永野裕夫君） 辞職願の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

副議長浅尾公厚君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、浅尾公厚君の副議長の辞職を許可することに決しました。

浅尾公厚君の入場を求めます。

(浅尾公厚君 入場)

○議長（永野裕夫君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、「副議長の選挙」を日程に追加し選挙を行いたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、「副議長の選挙」を日程に追加し選挙を行うことに決しました。

これより、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（永野裕夫君） ただいまの出席議員は、議長を含め11人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番細川博史君、10番前田晃君を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（永野裕夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(なし)

○議長（永野裕夫君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（永野裕夫君） 念のために申し添えます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

(氏名点呼・投票)

○議長（永野裕夫君） 投票漏れはございませんか。

(なし)

○議長（永野裕夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（永野裕夫君） 開票を行います。

立会人の細川博史君及び前田晃君の立会いを願います。

(開票)

○議長（永野裕夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、これは先ほどの出席議員数と符合いたします。

そのうち有効投票 9 票。

有効投票中、作田喜秋君 9 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 225 票であります。

よって、作田喜秋君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました作田喜秋君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、新副議長の挨拶を許します。

作田喜秋君。

(新副議長 作田喜秋君登壇)

○新副議長（作田喜秋君） ただいま、皆様方の御推挙によりまして、副議長に選ばれましたことは、この上もなく光栄に存じますとともに、その責任の重大さを実感している次第でございます。永野議長の補佐役として、議会が公正に、しかも円満に運営されますよう、及ばずながら誠心誠意努力したいと存じております。皆様方の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

ざいました。（拍手）

○議長（永野裕夫君） 新副議長の挨拶は終わりました。

引き続き、前副議長の挨拶を許します。

前副議長、浅尾公厚君。

（前副議長 浅尾公厚君登壇）

○前副議長（浅尾公厚君） 2年間、心もとない副議長でありましたが、皆様の御指導をいただきまして、期間を終えることができました。本当にありがとうございました。議長と一緒に高知県並びに愛媛県と、いろいろなところに伺わせていただき、行動をしまいいりました。いろんな要望活動をやってまいりました。

しかし、大した力にはならなかったと思っております。事務局の皆様には、御迷惑ばかりかけていたのではないかと反省する日々でした。事務局の皆さん、本当にありがとうございました。

これからも自分なりに一生懸命、市のために頑張ってまいりますので、御指導よろしくお願ひします。簡単ですけれども、今まで支えていただきまして本当にありがとうございました。お礼申し上げます。（拍手）

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休 憩

午後 2時57分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第4、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について、議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、1番谷口佳保君、2番弘田条君、3番武政健三君、4番山崎誠一君、5番吉村政朗君、6番作田喜秋君、7番岡本詠君、8番甲藤眞君、9番細川博史君、10番前田晃君、11番浅尾公厚君、以上11人を予算決算常任委員会委員に。

2番弘田条君、4番山崎誠一君、5番吉村政朗君、6番作田喜秋君、10番前田晃君、12番永野裕夫、以上6人を総務文教常任委員会委員に。

1番谷口佳保君、3番武政健三君、7番岡本詠君、8番甲藤眞君、9番細川博史君、11番浅尾公厚君、以上6人を産業厚生常任委員会委員に。

1番谷口佳保君、2番弘田条君、9番細川博史君、10番前田晃君、11番浅尾公厚君、以上5人を議会運営委員会委員にそれぞれ指名いたしたいと思ひます。

これに御異議の方はござひませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ常任委員会委員、議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○副議長（作田喜秋君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいま、永野裕夫議長から、職責上、常任委員会委員を辞退したいとの申出がありました。お諮りいたします。

この際、議長の常任委員会委員の辞退の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議長の常任委員会委員の辞退の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長の常任委員会委員の辞退の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、申出のとおり、議長の常任委員会委員の辞退を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（作田喜秋君） 御異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞退を許可することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後 3時01分 休 憩

午後 3時02分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいま、各常任委員会及び議会運営委員会における互選の結果について報告がありましたので、この際、私から御報告いたします。

予算決算常任委員会委員長、4番山崎誠一君、同副委員長、7番岡本詠君。

総務文教常任委員会委員長、2番弘田条君、同副委員長、5番吉村政朗君。

産業厚生常任委員会委員長、3番武政健三君、同副委員長、11番浅尾公厚君。

議会運営委員会委員長、1 番谷口佳保君、同副委員長、9 番細川博史君。

以上のとおりであります。

ただいま、市長から、同意案第 3 号「監査委員の選任について」が提出がありました。

お諮りいたします。

この際、同意案第 3 号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、同意案第 3 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第 3 号を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、浅尾公厚君の退場を求めます。

（浅尾公厚君 退場）

○議長（永野裕夫君） 職員に議案の朗読をさせます。

（職員議案朗読）

○議長（永野裕夫君） 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただいま御提案いたしました、同意案第 3 号について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、監査委員の選任同意案であります。監査委員の山崎誠一氏から 9 月 7 日付で辞任の申出がありました。山崎氏にはこの間、多大な御尽力を賜り深く感謝申し上げます。つきましては、その後任といたしまして、浅尾公厚氏を選任することについて、御同意をお願いするものであります。

御承知のとおり、浅尾公厚氏は、平成 26 年に市議会議員選挙で初当選以来、6 年にわたり市議会議員として市政発展に尽力され、平成 28 年からは予算決算常任委員会の副委員長、平成 30 年からは第 57 代副議長を務めるなど、その経験と識見は本市監査委員として適任であると確信しております。どうか御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第 3 号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思
います。

これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、同意案第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

同意案第3号「監査委員の選任について」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、同意案第3号は同意することに決しました。

浅尾公厚君の入場を求めます。

（浅尾公厚君 入場）

○議長（永野裕夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月14日午前10時に再開いたします。

なお、質疑及び一般質問の通告の期限は、9月9日午前11時でありますので、念のため申
し添えておきます。

本日の会議はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 3時08分 散 会